

弁護士倫理・ここが問題

第8回 刑事弁護人の守秘義務とマスコミ対応の問題点（その4）

弁護士倫理特別委員会副委員長 中島 義則（24期）

1 マスコミの取材・報道姿勢及び現状

日本新聞協会は、事件報道の目的について、①危険情報をすみやかに共有し、②再発防止策を考え、③捜査及び裁判手続をチェックすることにあるとしている¹⁾。しかし、その最大の理由は、「いち早く事件の真相を知りたいという読者・視聴者の関心にこたえることにある」ともいわれている²⁾。また、取材・報道姿勢について、「放送倫理検証委員会」は、山口県光市母子殺害事件の差戻控訴審をめぐる一連のテレビ取材・報道を検証し、刑事裁判の手続や構造、異常な犯罪に走った被告人の内面や動機等を理解しようとはせず、扇情的・感情的に被告人・弁護人を罵倒し批判しただけの「集団的過剰同調番組」であり、事件の素材を生かすことなく、「巨大なる凡庸」に終わったとし、裁判員裁判実施時の危惧を表明している³⁾。このようなマスコミの取材・報道姿勢及び現状を踏まえ、刑事事件におけるマスコミとの対応のあり方を検討する必要がある。

2 被疑者が無実であると確信する場合

弁護士は、被疑者・被告人（以下、「被疑者」と総称する）が無実であると確信する場合、当該無実を証明するために、接見等で知り得た被疑者供述等の秘密事項（以下、「秘密事項」という）を公表することができるとする意見があるが、賛同し難い。被疑者の同意なしに秘密事項を公表することは守秘義務に反する上、仮に同意を得たとしてもマスコミを介して無実を立証することは裁判制度の否定につながる。また、公表することにより、捜査機関に補充捜査の機会を与えたり、将来の主張・立証が制約されたり、あるいは、徒に被害感情を増悪させるなど

弁護活動に様々な支障を来すおそれがある。まして、取材・編集側の理解不足、予断偏見、スタンスの違い、編集意図等により真意と異なる誤った事実が報道され、裁判官・裁判員に予断偏見を抱かせるおそれもある。ABA 法律家職務模範規則が、「公共的通信手段を通じて伝達され、当該事件の司法的裁決手段に重大な予断を与える実質的可能性があることを自ら知りまたは合理的に知り得る事柄を訴訟手続外において陳述してはならない（同規則3.6）」⁴⁾としているのも同様の趣旨からである。しかし時には、松本サリン事件における捜査機関のリークに始まる一連の犯人視報道のように正当防衛的に早急に犯人視報道を是正させる必要に迫られ、秘密事項を公表せざるを得ない場合もあり得る。その場合には事案の真相を見極め、正当防衛等の要件を具備しているか否か冷静に吟味し、かつ公表の際には上記の弁護活動等に支障がないよう慎重な配慮が求められる。

3 捜査機関が捜査側に有利な情報を漏らした場合

捜査機関が自らに有利な情報を流した場合に、対抗上、接見等で知り得た秘密事項を公表することも許されるとの意見がある。捜査機関の上記情報漏示は論外であり厳しく非難されるべきである。したがって、弁護士としては、捜査期間中の不確かな情報の漏示・開示は、裁判官等に予断を与え、憲法が保障する公平な裁判を受ける権利を侵害し、裁判制度の否定につながる旨厳重抗議し、あるいは裁判所に勾留取消請求を行い（刑訴87条の準用）⁵⁾、その結果をマスコミに公表すべきではなかろうか。また、被疑者から公表を依頼された場合には、委任の範囲内であるから公表も許されるのではないかという意見

もあり得る。しかし、公表したことにより前記同様の支障を来し、最善の弁護活動を尽くせないおそれがあり得るので、その旨被疑者に十分説明し差し控えさせるべきであろう。

4 違法な捜査が行われた場合

弁護人が接見等で知り得た秘密事項を公表することにより、取調べ状況が逐一明らかとなり、捜査機関の違法な取調べを牽制し、かつ取調べの可視化を実現できるとの意見があるが、賛同し難い。被疑者の同意のない秘密事項の公表は守秘義務に反し、仮に、被疑者の同意等があった場合でも、前記2と同様、弁護活動に様々な支障を来すおそれがあるからである。むしろ、弁護士としては、違法な取調べ内容を明らかにし、捜査機関に抗議するとともに、裁判所に勾留取消請求を行い、身柄の早期解放を図る(弁護士職務基本規程47条)など前記3同様の配慮が必要であろう。

5 五月雨的な取材攻勢等を受けた場合

五月雨的な取材攻勢に対し、定期的記者会見等を行ったところで、取材の自粛、沈静化は実現できないから、接見で知り得た秘密事項を公表する必要があるとの意見がある。しかし、被疑者の同意を得たとしても、取材・報道姿勢の歴史に照らせば、ひとたび公表することにより執拗な取材に曝され、前記同様の様々な支障を招くおそれがある。まして、守秘義務は、信頼関係維持のためだけではなく、正義の実現にも役立つが故に、国によって特別に保護される資格がある(欧州連合弁護士倫理法典 第2.3条)⁶⁾といわれている。したがって、弁護士としては、マ

スコミに対し、守秘義務が正義の実現に必要な根源的義務であり、公表することにより刑事手続上の様々な支障を招くおそれがあることから応じられない旨明確に伝え、指針を遵守し節度ある取材を求めべきである⁷⁾。仮に被疑者から秘密事項の公表を要望されたような場合でも、ABA法律家職務模範規則(3.6)の趣旨を踏まえ、公表を差し控えるよう説得すべきであろう。

6 マスコミとの協議の必要性

裁判員裁判や被害者参加制度が間もなく開始され、裁判制度が大きく変わろうとしている。マスコミも、事件報道の歴史が、“犯人と決めつけない報道への歴史”であり、犯人視しない取材・報道を心掛ける旨表明し、弁護士に対し、捜査側から出た自供の真偽の確認に応じてほしい旨要求している²⁾。この機会に法曹三者及びマスコミのみならず国民を含めた広い視野で公平な裁判の実現に向けた守秘義務と取材・報道姿勢のあり方等について真摯に協議すべきではなからうか。(完)

- 1) 日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」(2008年1月16日公表。<http://www.pressnet.or.jp/index.htm>)
- 2) 『自由と正義』Vol.59 2008年5月号13～20頁。
- 3) 放送倫理検証委員会決定(放送倫理・番組向上機構内に設立)、平成20年4月15日付意見。
- 4) 『完全対訳・ABA法律家職務模範規則』藤倉皓一郎監修・日本弁護士連合会訳、第一法規、185頁。
- 5) 『大コメンタール刑事訴訟法 第2巻』藤永幸治外編、青林書院、144頁。
- 6) 『プロブレムブック法曹の倫理と責任(第2版)』塚原英治外編、現代人文社、96頁。
- 7) 同旨：『テキストブック 現代の法曹倫理』小島武司外編、法律文化社、85頁。

参考文献：「特集1 刑事事件と報道」『自由と正義』Vol.59 2008年5月号。